

四万十市古津賀・森沢地区農業集落排水事業
維持管理適正化計画策定支援業務

特 記 仕 様 書

令和 7 年 7 月

高知県四万十市

第1章 総 則

1. 業務概要

- (1) 四万十市古津賀・森沢地区農業集落排水事業維持管理適正化計画策定 一式

2. 適用

本業務に関する一般的・共通的な事項については、別途、本市が定める契約規定等に従わなければならない。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約日の翌日から令和8年3月15日までとする。

4. 管理技術者及び照査技術者等

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士の資格保有者とし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
照査技術者は、技術士（農業土木部門）または RCCM（農業土木部門）の資格保有者でなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な主任技術者を配置しなければならない。
- (4) 管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼務できないものとし、各々雇用継続期間が3カ月を超える自社の社員であることとする。

5. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って本市の契約規定等に定めるもののほか下記の書類を提出しなければならない。

- ア. 着手届 イ. 工程表 ウ. 管理技術者及び照査技術者等通知書
エ. 管理技術者、照査技術者の経歴書及び資格書の写し
オ. その他、委託者が必要とする書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

6. 仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については本仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

7. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則とし

て受注者の負担とする。

8. 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

9. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

10. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

11. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

12. 公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

13. 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

14. 成果品の検査及び納品

- (1) 受注者は、完成検査を受ける前に成果品の協議を行うものとする。
- (2) 成果品の協議において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 成果品の協議後、検査員の完成検査をもって成果品一式を納品し、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

15. 関係官公庁との協議

受注者は、関係官公庁と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅延なく報告しなければならない。

16. 参考資料の貸与

業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

17. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

18. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

19. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合また本仕様書に定めのない事項については発注者及び受注者の協議によるものとする。

20. 打合せ記録

受注者は、本業務における打合せ及び協議した事項について、その内容を記録し、発注者に提出するものとする。

21. 参考図書等

本業務は、以下に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き (案)
- (2) 農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領 (案)
- (3) 農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査票様式 (案)
- (4) 農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための最適整備構想作成要領 (案)
- (5) 農業集落排水施設設計指針
- (6) 浄化槽の構造基準・同解説
- (7) 農業集落排水施設設計指針 (令和2年度改訂版)
- (8) 農業集落排水施設施工指針 (平成19年度版)
- (9) 農業集落排水便覧 (平成19年度版)
- (10) 農業集落排水施設のコンクリート防食の手引き (令和2年8月)
- (11) 農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き (案) (平成29年度改訂版)
- (12) 尿尿浄化槽の構造基準・同解説 (日本建築センター)
- (13) 電気設備に関する技術基準
- (14) 土地改良事業計画設計基準 (農業土木学会)
- (15) その他関係する図書及び四万十市が指示するもの

第2章 支援業務

1 業務の目的

本業務は、古津賀地区及び森沢地区農業集落排水施設の維持管理適正化計画を策定するものである。

維持管理適正化計画は汚水処理人口の変化、施設の運用・維持管理の状況、汚水処理（水質）の状況など、処理区全体の状況を多角的に捉えた上で、施設の再編・集約、最適な施設規模や処理方式の検討、省エネルギーの技術や遠方監視システム等の先進的技術の導入、汚泥処理の効率化、包括的民間委託等の民間活力の活用など、維持管理の効率化・適正化に向けた対策を総合的に検討するものである。

2 業務の名称

四万十市古津賀・森沢地区農業集落排水事業維持管理適正化計画策定支援業務

3 計画区域

四万十市古津賀地区、森沢地区

4 処理区概要

採択年度	地区名	処理対象 (人)	管路 (km)	MP (箇所)	処理施設 (処理方式)
H7	古津賀	770	5.2	6	長時間ばっ気方式
H10	森沢	310	6.2	15	接触ばっ気方式

5 業務項目

- (1) 施設調査（文献調査、現地調査、データ分析等）
- (2) 施設の再編・集約の検討
- (3) 施設規模・処理方式の適正化の検討
- (4) 省エネ技術等の新技術等の導入の検討、その他（汚泥の共同処理の検討、PPP/PFI 導入調査等）
- (5) 総合検討

6 業務内容

- (1) 施設調査（文献調査、現地調査、データ分析等）

広域化・共同化計画、農業集落排水施設再編計画等、農業集落排水施設の更新設備方針に影響する各地地域開発計画の内容を調査します。

資料の提供・文献調査等により、現状処理施設の状況を概略的に把握し、維持管理適正化計画策定支援業務における各種検討の基本的条件等を「地区概要調査表」に整理して送付しますので、ご確認いただきます。

また、現状施設調査を通じて処理水質調査、劣化進捗調査（腐食性ガス等による劣化状況

等)や維持管理状況調査を通じて運転管理調査(処理機器の運転時間等)、維持管理調査を行います。また、市町村担当者、保守点検業者等から、処理施設の運転状況や維持管理上の課題や懸念等について聞き取りを行います。

(2) 施設の再編・集約の検討

市の污水处理施設の状況等を把握し、施設統合のための条件設定を行った上で、統合範囲や経済比較等の検討を行うとともに、統合後の資源循環促進計画を推進させるための方策の検討や施設の再編に伴う維持管理手法の検討も行います。ただし、本業務は、処理区単位を対象としていることから、再編・集約の検討に当たっては、維持管理適正化計画策定対象処理区周辺の処理区のみを検討範囲とします。

(3) 施設規模・処理方式の適正化の検討

污水处理施設および管路施設の規模等施設計画の根幹を決定する指標である計画処理対象人口について、定住人口及び流入人口の算定を行うとともに、污水处理施設への実流入汚水量を踏まえ、人口算定結果と妥当性を検討します。また、採水試料の分析を行い、現地調査の結果と併せて処理機能の確認を行うことによって、人口算定結果も踏まえた改築の要否を検討し、最適な処理方式を提案します。

(4) 省エネ技術等の新技術等の導入の検討

(3)で提案した処理方式に最適な省エネ機器・省エネ運転方法を比較検討して提案します。あわせて、必要に応じて遠方監視システム等の先進技術の導入についても検討します。

(5) 総合検討

上記(1)(2)(3)(4)で調査・検討した内容について、それぞれの結果に基づき、最も維持管理の適正化に資する対策内容の検討を行います。

(6) 打合せ協議

ア 現地協議

本業務における各種検討の基本的条件となる地域条件、処理施設の運転状況や維持管理上の問題点等について市担当者、保守点検業者等から聞き取りを行います。

イ 設計協議

設計協議については、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の協議には管理技術者が出席するものとする。なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は、協議記録簿を作成し、上記の協議の都度、内容について監督員と相互に確認するものとする。

初 回： 業務着手の段階

中 間： 中間報告等(3回)

最終回： 成果品納入時

(7) 提示資料

委託者は業務の委託にあたり、受託者に次の資料を提示する。なお、これ以外に必要とする資料については、受託者は委託者と協議する。

- ア 集排マップ（全体構想図）
- イ 事業計画概要書および関係資料
- ウ 一般計画平面図（管路計画図）、管路施設台帳
- エ 集落排水事業実施状況、汚水処理施設再編計画、放流水質規制、機能診断結果、最適整備構想等の資料、市町村マスタープラン等の人口推計を行っている資料
- オ 水洗化率・汚水処理整備状況等の資料
- カ 過去5年間の維持管理費、使用料収入、保守点検実施者の履歴、直近の保守点検記録（1年間）
- キ 過去5年間の流入汚水量（日当たり）、流入汚水及び処理水等の水質データ、汚泥搬出量（月別）
- ク 主な機器の納入仕様書、納入仕様書図のコピー、主な機器の故障及び補修履歴並びに浸水等の被災記録
- ケ その他関係資料

7 提出図書

本業務では、次の成果品を作成・納品する

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 維持管理適正化計画策定支援業務報告書 | 一式（2部） |
| 1) 上記電子データ | 一式 |
| 2) 打合せ協議記録簿 | 一式 |
| 3) 業務計画書 | 一式 |
| (2) 報告書電子データ | C D - R 等 一式 |